第4講　大佛組の成立

(1)　問題提起

　かわら版「御上洛ニ付拝領銀被下置候事」（文久3年）には元和度・寛永度、そして文久3（1863）年の将軍上洛に関わる記載があった。このうち、江戸時代の京都の空間構成について触れているのは寛永度と文久3年の記事である。この二つの記事の内容を比較すると、京都の空間構成について記載が異なっている。すなわち、寛永度の記事に記載されていた「同（上京）二十八町大仏外掘内之分」と「同（下京）六町三条寺町より東之分」が文久3年の記事には欠落しているのである。

　このうち「同（下京）六町三条寺町より東之分」とは三条寺町の東にあった2町と第2講にあった「三条大橋四町目東河原口」までを合わせた6町である。この6町は京の内ではあっても洛中には含まれていない町々であった。このことと、「同（下京）六町三条寺町より東之分」と「同（上京）二十八町大仏外掘内之分」がともに下賜銀に支給から漏れていたこととを考え合わせると、「同（上京）二十八町大仏外掘内之分」も「同（上京）二十八町大仏外掘内之分」と同様に洛外の町々と理解されていた可能性が出てくる。ところが、「同（上京）二十八町大仏外掘内之分」、後の大仏廻り(1)、あるいは大仏三十三町組の各町は、自らを洛外とは考えていなかった。

　ここには少なくても二つの問題が含まれている。その第1は文久3年の下賜銀対象の選定基準あるいは対象範囲の確認、第2は大仏三十三町組が洛中であるとする根拠の正当性に検証である。さらに、大仏三十三町組の主張が正当であったならば、文久3年に同組が文久3年の下賜対象範囲から漏れた理由も検討が必要であろう。

　これら一連の問題点を検討するための手がかりの一つが鍵屋町文書の「乍恐奉願口上書」である。第４講はこの文書を手掛かりに大仏組の成立事情を考え、江戸時代の京都の地域構成とそれと関わるいくつかの検討課題を指摘しておきたい。

(1)　文久3年の時点では「大仏三十三町組」と自ら読んでいるが、当該町組に呼称およびそれを構成する町数は時期によって異なっている。『國史大辞典』では「大仏廻り」として掲載しているが、大仏境内・大仏外境内などとも呼ばれた。

〔資料1〕鍵屋町文書「恐奉願口上書」

乍恐奉願口上書

一、私共組町之儀は、元々二条御城御替地御由緒町々ニ而、寛永度御上洛之砌、柳生但馬守様ヲ以訴詔之儀も在之候ハゝ、可申上旨蒙仰候付、右洛中勤町々之儀付、御年貢地え所替被仰付候。御年貢御赦免奉願上候処、右は妙法院宮様ニ被進候ニ付、右御年貢かはりとして、御公用出銀之内三ケ一通御赦免被成下難有奉畏候。其後寛永年中右御城え日吉山松之木数百本持運ヒ候人数弐千余人御用相勤旧記も在之。前々より御所司様年始御初入御礼無滞相勤、年々上下京拝礼其外諸入用等洛中同様出銀仕儀ニ付、寛永度御上洛之節大仏三拾三町組年寄共一同結構御目見被仰付、冥加至極難有仕合奉存候。然ル処此度御上洛被為遊候趣奉承知候。依之何共恐多御願ニ御座候得共、右之通御由緒も御座候訳を以、洛中町人年寄同様、私共組町ニ而年寄一人組町為惣代御出迎ニ罷出申度、乍恐此段奉願上候。尤右ニ付洛中町年寄えも右之趣申談候処承知之儀ニ付、御慈悲を以右之趣御聞届被為成下候ハヽ、如何計歟難有仕合可奉存候。尤去々亥年並去子年御上洛之節可奉願候処、旧記取調罷在候間、御願延引仕候段奉恐入候。

以上

大仏三拾三丁組惣中代

五条東橋詰町

年寄弥七

慶応元丑年九月十四日

問屋丁五条下ル二丁目上人町

年寄嘉兵衛

御奉行様